

計 画 等 の 案 の 概 要

名 称	静岡県行政手続条例、静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正		
公表するもの	・ 静岡県行政手続条例等の一部改正について ・ （資料１）静岡県行政手続条例（現行条例） ・ （資料２）静岡県行政手続条例の一部改正（新旧対照表） ・ （資料３）静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（現行規則）		
県民意見の募集	有	有 の 場 合 は その募集期間	令和 7 年11月25日（火）～ 令和 7 年12月19日（金）
	無		
担 当 課 等 名	総務部人事課 （電話番号：054-221-2016）		
総 合 計 画 に おける位置づけ	政策の実効性を高める行政経営 1 現場に立脚した施策の構築・推進 （２）県民・民間・市町と連携した行政の推進 ① 県民参画による施策推進		
審議会等の名称			
1 趣旨 静岡県では、行政手続法の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、県民の権利利益の保護に資するため、行政処分や行政指導に関する手続きを静岡県行政手続条例に定めています。 今回、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法が改正されました。 改正内容は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方式について、書面掲示規制の見直しが行われ、デジタル技術(インターネットによる公表を想定)を活用して行うことが可能となりました。 行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、書面掲示規制の見直しのため、静岡県行政手続条例及び静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則についても必要な改正を行うこととします。			
2 骨子 (改正案の概要) ① 聴聞の通知の方式（新条例第15条第３項、第４項） 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の聴聞の通知の方式を改めることとします。 ② その他 その他必要な改正を行います。			